令和８年（フ）第８２５号
大阪府藤井寺市小山６丁目７番７―401号
債務者　熊代　景一
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５７号
堺市堺区宿院町西３丁２番14―504号
債務者　秋元　　満
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８６８号
大阪府柏原市法善寺３丁目474番地　ビレッジハウス法善寺　１―104号
債務者　リジャール　バム　デブこと　ＲＩＪＡＬ　ＢＡＭ　ＤＥＶ
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８８６号
堺市南区城山台２丁３番15―105号
債務者　田中　可美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１５号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅３棟203号
債務者　古川　澄範
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２３号
大阪府松原市一津屋４丁目２番５号
債務者　小見山登美子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３２号
大阪府富田林市伏見堂95番地　一般財団法人成研会　結のぞみ病院、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺２丁目８番41号
債務者　竹之内斉秀
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３号
兵庫県丹波市氷上町常楽972番地４、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台９番地８
債務者　澤井　順子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第６０号
福岡県大牟田市大字今山1255番地14
債務者　増田　菜月
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１６２号
釧路市鳥取北７丁目２番25号
債務者　伊藤早野花（旧姓工藤）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０７号
釧路市住吉２丁目３番７号　ハイツコバヤシ102号室、前住所北海道厚岸郡厚岸町尾幌348番地
債務者　堀江　健司
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
釧路市浦見２丁目１番154号　くしろ浦見ポートビューマンション154
債務者　大宝　敦子（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２９号
盛岡市清水町４番25号　アーバンフラットＳＴ205号
債務者　髙橋　成志
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１４４号
神奈川県横浜市中区豆口台99番地　ユナイト山手サンピース210号室、前住所群馬県太田市大原町2611番地６
債務者　セト　ダ　モタ　イザベル　サチエこと　瀬戸イザベル（旧姓ハラ　デ　ブリット　イザベル　サチエ）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５５号
新潟県上越市五智６丁目５番48号
債務者　崇嶋　澄佳
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２６６号
静岡県駿東郡長泉町上土狩555番地の５
債務者　秋山　淳洋
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１６号
静岡県伊豆の国市中1000番地の34
債務者　岡林　　瞳（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係